

高エネルギー加速器研究機構  
研究データ管理・公開ポリシーの解説・補足資料

## 1. 目的

高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）は、世界に開かれた研究機関として、加速器科学の発展に貢献することを基本理念として掲げている。そのため、機構は、研究活動の過程で産み出される研究成果を様々な形で積極的に社会に公開・還元し、社会の要請に応えるとともに、加速器科学に対する国民の理解の促進に努める。

本ポリシーは、研究活動の過程で産み出される研究データを適切に管理し、公開し利活用を推進していくために以下の原則を定めるものである。

高エネルギー加速器研究機構研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、機構の基本理念のもとに制定されるものである。なお、機構の研究分野は多様であるため、本ポリシーは基本的な方針を示すにとどめることとし、詳細は運用ガイドライン及び各研究所・研究施設等で定めるものとする。

### （1）本ポリシー策定の背景と目的

研究データの管理及び公開の必要性は、研究活動を推進するため不正行為の防止を図り、社会的責任を果たすことやオープンサイエンスの振興にあたって、重要であり、機構としても研究データの管理・利活用の推進に取り組んでいくことを目的とし、本ポリシーを策定するものである。

### （2）研究データの管理・公開に関する一般的留意事項

研究データの管理及び利活用にあたっては、公開・非公開に関わらず、関係諸法令に従うとともに、データの取り扱いに関する条約等の国際約束等や、データ管理の原則である FAIR 原則等の国際的な規則や慣行等との整合性に十分に留意する。

## 2. 研究データの定義

研究データ<sup>1)</sup>とは、機構における研究活動<sup>2)</sup>の過程で研究者<sup>3)</sup>によって収集又は生成された情報をいう。

### 1) 研究データ

#### ①研究データ

- ・研究データの記録媒体は、デジタルか否かは問わない。
- ・研究データは収集または生成したデータのみならず、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。具体的なデータとして、研究資料（論文、発表予稿、講演資

料、講義資料、測定データ、シミュレーションデータ、調査データ、実験ノート等) や試料 (実験試料、標本等) に蓄積されている情報等である。

・機構が定める「公正な研究活動の推進に関する規程」、「研究データ等の保存に関するガイドライン」等で定める保存対象となる研究データの範囲は、外部に発表した研究成果論文等に使用されていないものは除外されているが、学術的価値を有する情報は、管理や公開の対象となり得ると考えられるため、本ポリシーはそれらの対象としていない情報も研究データに含まれることとする。

## ②規程等の遵守

機構が定める「公正な研究活動の推進に関する規程」、「研究データ等の保存に関するガイドライン」等に定める管理及び保存に関する義務やその他の規程等を遵守する必要がある。

## 2) 機構における研究活動

機構における研究活動とは、機構の施設・設備等を用いて実施される研究活動をいう。他の大学、民間企業、その他の機関に所属する者が、機構の資源を使用して行う研究活動については、その研究活動において収集・生成される研究データの管理等に関し、契約等に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

## 3) 研究者

研究者とは、機構において研究活動を行う者をいう。ただし、どの範囲までを本ポリシーにおける研究者とするかについては、各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体制等により異なるものと考えられることから、それらを考慮し、運用ガイドライン及び各研究所・研究施設等において、その具体的な範囲を定めることが望ましい。

## 3. 研究データの管理

機構は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者<sup>1)</sup>が、その研究データの管理<sup>2)</sup>を行う権利と責務を有していることを認める。研究者は、研究データの価値を守るため<sup>3)</sup>、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って<sup>3)</sup>研究データ管理を実施する。

### 1) 研究データを収集または生成した研究者

研究データを収集または生成した研究者とは、原則として、実際に当該データを収集または生成した者をいう。ただし、複数の研究者が共同して研究を実施する場合等には、必要に応じ、研究データ管理責任者を定め、その者が、当該研究において収集または生成される研究データの管理に関する権利と責務を有するものとするのが望ましい。

また、国際共同研究や他の大学、民間企業、その他の機関に所属する研究者等と共同研究

を実施する場合においては、本ポリシーの趣旨に即しつつ、研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にし、適切に管理を実施することが求められる。

## 2) 研究データの管理

研究データの管理とは、研究活動において収集または生成した研究データの取扱いに関わる研究開始から研究終了後の一連の行為のことをいう。具体的には、収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、廃棄等をいう。どのような範囲の研究データを管理対象とするかは、研究分野の特性や研究データの性質等により異なっているため、各研究所・研究施設等において適切な対象範囲を決定することが望ましい。

## 3) 「研究データの価値を守るため」「その法的及び倫理的要件に従って」

### ①法令遵守

研究データの管理にあたっては、研究データの収集、生成、利用、保管等に関する機構が定める規程等がある場合には、それらを遵守する必要がある。特に、個人情報や安全保障輸出管理の対象となっている技術情報、契約等の秘密管理等が要求されている情報等については、慎重かつ厳格な管理が要求される。また、共同研究契約等において管理に関する権利と責務の所在が定められている場合には、当該契約の定めに従う必要がある。また、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）には、それらを害してはならないという制約を受ける。

### ②オープン・アンド・クローズ戦略に基づく管理

職務発明及び職務発明に関する研究データや、研究の発展や研究成果の社会実装等において高い価値を有し、利用許諾（ライセンス）の対象となり得るデータが、知的財産として保護されるために適切に管理されることが不可欠であり、研究者はこうした保護の要否についても検討したうえで、研究データの管理について決定しなければならない。

### ③研究データの管理権限の移転、機構からの異動・退職時の留意事項

研究者が、法令等の範囲内において、研究データの管理権限を譲渡する場合や研究データの管理に関する契約を締結する場合には、機構における将来の研究活動を阻害することのないよう十分配慮する必要がある。

また、研究者が機構から異動又は退職する際には、研究データの多くが公的資金を得て生成されたものであることを踏まえた対応が必要である。後世において利用価値のあると考えられる研究データについては、「研究データ等の保存に関するガイドライン」に定める取扱いを遵守しつつ、機構の研究活動が妨げられないように、研究者と機構との間でその帰属と管理についての取り決めを行うなどして、機構において積極的に保存し、第三者が利用できるようにすることが望ましい。

#### 4. 研究データの公開<sup>1)</sup>

機構及び研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ<sup>2)</sup>、その法的及び倫理的要件に従って<sup>3)</sup>、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

##### 1) 公開

公開とは、研究データの管理に関する責務を有する者が、当該研究データをそれ以外の者も利用できる状態にすることを指す。公開には、利用者や利用目的・利用方法等に関する条件の有無等により、さまざまな態様があり得る。

##### 2) それぞれの研究分野の特質を踏まえ

法的・倫理的観点から公開することに問題が無いと判断された研究データであっても、さらにオープン・アンド・クローズ戦略に基づき、公開の可否について判断をしなければならない。研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在し、そうした研究データについては、公開してはならない。

研究プロジェクト開始時の契約等のような特段の定めが無い場合は、研究データの公開方法、公開範囲、条件、ライセンス等については、各分野における研究者コミュニティでの標準等を鑑みて研究者自身が決定することができる。

##### 3) その法的及び倫理的要件に従って

法令等の定めのある範囲内、また、オープン・アンド・クローズ戦略に反することのない範囲内で、公開の可否、条件、方法等を決定することができる。研究データの公開にあたっては、管理と同様に、関連法令、契約、機構が定める規程等を遵守する必要がある。

第三者が権利または法的に保護される利益を有しているためにその公開が制限されるデータ（例えば、個人情報、著作物、不正競争防止法において保護される限定提供データ、秘密管理されたデータ、契約による制限が課されたデータ、公開により第三者の利害を害する恐れがある研究データ、倫理的要件等から公開に適さない研究データ等）については、公開してはならない。機構は、非公開とすべき研究データが公開されることが無いよう必要な措置を講じることが要求される。

#### 5. 機構の責務

機構は、研究データの管理、公開、利活用を支援する環境を整える責務がある。

研究者が適切な研究データ管理及び公開を実施できるように、具体的な支援を行う必要がある。

## 6. その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

研究データの管理・公開・利活用については、社会情勢や学術状況の変化により大きく影響を受けること、また、関係法令や倫理的要件の変化も考えられることから、本ポリシーは適時に見直しを行えるようにする。

本解説・補足資料は、必要に応じ、理事（研究担当）の下で見直しを行う。

（令和5年7月21日作成）